

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第6号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の2の2第1号ロ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号へ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号ロ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の5の3中「65万円」を「66万円」に改める。

第13条の6中「ことに」を「ことと」に改め、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の6の4第3号イ中「ロ又はハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の6の9中「24万円」を「26万円」に改める。

第13条の6の10中「ことに」を「ことと」に改め、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条の2、第16条の4、第16条の5及び第16条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第20条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第16条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第20条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、

その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、その世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第13条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第13条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.31

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年額1,700円

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき年額200円

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第13条の16 第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第15条の2第1項中「第10条の2」を「第10条の2各号」に、「又は介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額又は子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第16条の見出し中「、消滅」を「若しくは消滅」に改め、同条第1項中「増加」を「増加し、」に、「なくなった、若しくは」を「なくなった若しくは」に、「若しくは第13条の6の2」を「、第13条の6の2若しくは第13条の13」に改め、「第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を、「第16条の4第1項（同条第2項）の次に「又は第3項」を加え、「定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号（同条第4項）を「定める額、同条第4項（同条第5項又は第6項）に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の6第1項に定める

額」に改め、同条第2項中「若しくは第13条の6の2の額若しくは第13条の7」を「、第13条の6の2、第13条の7若しくは第13条の13」に、「、第16条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号に定める額」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第16条の4第1項に定める額、同条第4項に定める額」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第16条の6に定める額」に改める。

第16条の2第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第1号中「保険料賦課期日」を「保険料の賦課期日」に改め、「第3号」の次に「並びに第4項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に、「保険料賦課期日」を「保険料の賦課期日」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に、「保険料賦課期日」を「保険料の賦課期日」に改め、同条第2項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の7を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2

項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額に10分の2を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額に10分の2を乗じて得た額

第16条の3中「及び前条第1項」を「、第13条の6の3、第13条の8

及び第13条の14並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項」に改める。

第16条の4第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の15」と読み替えるものとする。

第16条の4に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第4項各号」と、「第13条」とあるのは「第13条の15」と読み替えるものとする。

第16条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に、「65万円」を「66万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「65万円」を「66万円」に改め、「17万円」と」の次に「、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条の3」とあるの

は「第13条の13」と、「66万円」とあるのは「3万円」と読み替えるものとする。

第16条の5に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条の3」とあるのは「第13条の13」と、「66万円」とあるのは「3万円」と、「第16条の2第1項各号」とあるのは「第16条の2第4項各号」と読み替えるものとする。

第16条の6第1項中「及び第13条の8」を「、第13条の8及び第13条の14」に、同条第2項中「及び第13条の7」を「、第13条の7及び第13条の13」に改め、同条を第16条の7とし、第16条の5の次に次の1項を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第16条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条の2第4項、第16条の4第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香芝市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。